

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	地方財務実務提要(追録635~637号) 購入	51:図書	株式会社ぎょうせい	9,240	R5.10.2	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	獣医公衆衛生法規集追録 外2点 購入	51:図書	中央法規出版株式会社	158,004	R5.10.2	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	食品関係公正取引法規集追録 外1点 購入	51:図書	中央法規出版株式会社	102,300	R5.10.2	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	医薬品、医療機器関係実務便覧 購入	51:図書	新日本法規出版株式会社	10,674	R5.10.2	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
5	なにわ100さ6335 法定12か月点検継続検査 追加整備	37:自動車 修理	武田自動車工業株式会社	82,951	R5.10.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G33	-
6	栄養関係法規類集追録320号 外1点 購入	51:図書	新日本法規出版株式会社	19,830	R5.10.6	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
7	イオンクロマトグラフ分析装置修理	28:理化学 機器	株式会社ジェイ・サイエ ンス関西	241,560	R5.10.6	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
8	最新 医薬品・医療機器等取扱法規の手引 追録第116号 購入	51:図書	新日本法規出版株式会社	6,842	R5.10.13	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
9	保健所一般業務用公用車 なにわ502と4643 自動車定期点検整備(法定12ヶ月点検)追加 整備	37:自動車 修理	武田自動車工業株式会社	61,072	R5.10.13	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G33	-
10	インフルエンザ予防にかかる普及啓発ポ スター 印刷	05:活平版	吉田印刷 吉田良告	33,418	R5.10.31	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

イオンクロマトグラフ分析装置修理

### 2 契約の相手方

株式会社ジェイ・サイエンス関西

### 3 随意契約理由

本装置は、環境局からの依頼により大気汚染防止法に基づく微小粒子状物質（PM2.5）等の成分分析や、水道水質分析等の一般依頼検査に用いているものである。

この分析装置は、サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社において設計・製作されたものであり、製品の修理にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を有していることが必要である。

また、他の業者が今回の改修・機能追加及び保守管理を履行した場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがある。

よって、本装置の修繕を実施することができる業者は、サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社から保守・修理を委託されているジェイ・サイエンス関西株式会社のみである。

以上の理由から上記相手方と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

健康局環境科学研究センター（電話番号 06 - 6972 - 9020）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

インフルエンザ予防にかかる普及啓発ポスター印刷

### 2 契約の相手方

吉田印刷 吉田 良告

### 3 業者選定理由

本件ポスターは、インフルエンザの感染予防・まん延防止のために、平成25年度から大阪府及び本市を含む府下保健所設置市において統一した普及啓発を図るために共同作成を行い、各所管の関係機関に配付しているものである。

本ポスターの作成にあたっては、厚生労働省が都道府県あて配付しているインフルエンザ啓発ツールのうち、厚生労働省版インフルエンザ予防啓発ポスターのデータを基に、大阪府が府下各都市の意見集約を行ったうえで大阪府下版を作成していることや、同一印刷物を各都市にて個別発注するよりも、取り纏めのうえ業者選定を行う事が事務作業や契約金額の面においても効果が期待できることから、本市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市が大阪府に対して業者選定依頼を行い、大阪府が比較見積を実施のうえ業者を決定している。

よって、本契約にあたっては、大阪府からの通知により決定された業者を特名し、決定単価により契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課感染症グループ（電話番号 06 - 6647 - 0656）